

裁 判 所	福岡高等裁判所
事 件 番 号	令和2年（ワ）第345号
事 件 名	移送申立却下決定に対する即時抗告事件
判決年月日	令和2年11月27日
判 示 事 項	訴え提起時に管轄権のない事件について、訴え提起後に管轄権のある事件との併合上申及び併合決定がされた場合、民訴法7条の適用又は類推適用により管轄権は発生するか（消極）
判 決 要 旨	訴え提起時に管轄権のない事件について、訴え提起後に管轄権のある事件との併合上申がされ、両事件の訴訟の目的たる権利又は義務の間に民訴法38条前段の関係があつて、併合決定がされたとしても、両事件が固有必要的共同訴訟の関係にない以上、民訴法7条の適用又は類推適用により管轄権が生ずることにはならない。
事案の概要	本件は、福岡地方裁判所令和2年（ワ）第1063号（以下「基本事件」という。）の被告である国が、基本事件が同地裁の管轄に属しないとして、民訴法16条1項に基づき、これを東京地裁又は熊本地裁に移送するよう求める申立て（以下「本件移送申立て」という。）をしたところ、原審が、基本事件と原告を異にし、被告を同じくする福岡地方裁判所令和元年（ワ）第2827号事件（以下「先行事件」という。）が同地裁の管轄に属し、両事件の訴訟の目的である権利又は義務の間に民訴法38条前段の関係があり、基本事件の原告である相手方らがこれを先行事件と併合して審理するよう求める上申をし、同地裁が基本事件の口頭弁論を先行事件の口頭弁論に併合する旨の決定をしたことから、民訴法7条の類推適用により、基本事件についても同地裁に管轄があるととして、本件移送申立てを却下したのを不服として、国が即時抗告をした事案である。
訟 務 月 報	67巻6号